宮城県美術館レストラン運営要領

第１　施設の概要

１　宮城県美術館の概要

（１）施設名称　宮城県美術館

（２）所 在 地　仙台市青葉区川内元支倉３４－１

（３）開館時間　午前９時３０分から午後５時まで（発券時間は午後４時３０分まで）

（４）休 館 日　毎週月曜日（祝休日の場合は翌営業日）
年末年始（１２月２９日～１月３日）

２　レストランの概要

（１）所 在 地　宮城県美術館　１階（仙台市青葉区川内元支倉３４－１）

（２）店舗面積　５７㎡（１階：パントリー１２㎡、地階：厨房・倉庫４５㎡）
※１階フロア部分（１００㎡）は専有面積には含まれない。

（３）付帯設備　ダムウェーター、空調設備、厨房器具一式（都市ガス使用）
宮城県美術館（以下「美術館」という）の設置した設備等は継続して使用するものとし、これらの日常の維持管理等（グリストラップの清掃及びダムウェーターの保守点検含む）は事業者の負担とする。ただし、美術館と協議のうえ、事業者が独自に用意する設備を利用できるものとする。

（４）使用上の制限

イ　運営事業者は当該施設を美術館が承認した用途以外に利用することはできない。

ロ　当該施設は、管理者としての注意をもって維持保全に努めること。

ハ　１階フロア部分は専有面積に含めていないため、このスペースに備えてある美術館所有の椅子・テーブル等の什器の変更は不可とし、レイアウト等については美術館と協議のうえ、使用すること。
ただし、このエリアの日常の清掃や什器の維持管理については原則、運営事業者が行うこと。

ニ　その他、美術館より決められた使用制限等を遵守すること。

第２　運営業務の概要

（１）店舗名称　美術館との協議により決定

（２）営業時間　美術館の開館日の午前９時３０分～午後５時

（３）求める機能
レストランは、来館者の利便性や満足度を高めるため、下記に示す事項を担保しつつ、事業者のスキルやノウハウを生かした効果的な運営と、美術館と連携した柔軟な事業展開を求めるもの。

①レストランは、来館者が、展示作品への期待や鑑賞後の余韻を損なわず、気軽に立ち寄ることができる、美術館と調和した居心地の良い空間を提供する役割を担う。

②公共施設内で運営する施設であることを鑑み、その役割について十分認識した上で運営にあたること。

③老若男女を問わず、多様な来館者が安心して食事を楽しめるよう、メニューへのアレルギー表示等、食物アレルギーへの対応や車いす等の動線を確保した椅子・テーブルの配置を行うこと。

なお、１階フロア部分の美術館所有の椅子・テーブルにはベビーチェア等は含まれていないため、運営業者側で適宜対応すること。

（５）営業開始日

再開館日と同日とする。

（６）店舗場所及びレイアウト

別添図のとおり（現地説明会にて配布）

第３　運営業務に関する事項

（１） 事業者は、「教育財産目的外使用許可」を受け、運営する候補事業者（以下「運営候補者」という。）を選定する。

使用許可条件については、宮城県の「公有財産規則」及び「公有財産事務取扱規程」のとおり。

（２）使用許可の期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日（予定）までとする。ただし、利用状況及び管理運営状況を勘案して支障がないと美術館が認める場合には、１年毎に更新することができるものとする。

（３）使用料

宮城県の「教育財産管理規則」等に基づき別途定める。

（４）経費負担

イ　運営に関する光熱水費は別途徴収する。

ロ　都市ガスの使用については、都市ガス事業者と直接契約すること。

ハ　ダムウェーターの保守点検は、保守業者と直接契約すること。

ニ　運営上発生した廃棄物等は、運営業者の責任において処分すること。

ホ　付帯設備以外の営業上必要となる物品については、事業者において準備すること。

（５）権利譲渡等の禁止

使用許可物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできない。

第４　レストランの運営に関する条件

１　受注者は、事業目的を遵守し、運営を行うこと。

２　この要領に従い、適正に運営すること。

３　敷地内禁煙のため、レストラン内も同様に禁煙とする。

４　営業日及び営業時間

（１）営業日

美術館の開館日は必ず営業するものとする。ただし、やむを得ず臨時休業等する場合は、美術館に、事前に書面で報告するとともに、来館者へ事前に周知すること。

（２）営業時間

午前９時３０分から午後５時までとする。

美術館の閉館日、閉館時間中の営業は原則禁止とする。ただし、美術館から使用許可を受けた場合は、この限りではない。

（３）その他

月ごとの開店予定表を、前月末までに美術館に提出すること。（様式任意）

第５　営業及び販売に関する条件

１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止とする。

２　国内外からの観覧者向けに、多言語化の対応を行うこと（翻訳機等可）

３　支払いについては、現金の他、キャッシュレス決済（クレジット・電子マネー等）に対応すること。なお、釣銭の両替について、宮城県美術館では一切関知しない。

第６　業務運営開始前までに行う必要な手続き等について

１　営業の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等を、事業者の費用負担で行い、その結果を、業務運営開始１か月前までに美術館へ報告すること。

２　業務運営開始日、１か月前までに、下記について美術館へ提出するとともに承認を得なければならない。なお、営業開始後、下記の内容を変更する場合も同様とする。

（１）業務体制（運営責任者、業務従事者名簿、従事者数、勤務形態表等）

（２）緊急連絡体制

（３）販売メニュー及び価格表

３　１カ月前までに、美術館へ「使用許可」を申請するとともに、業務運営開始前までに許可を受けなければならない。

第７　その他運営に関する遵守事項

１　公共施設内のレストランであることを十分認識するとともに、来館者に必要なサービスを行うこと。

２　レストラン運営に関する問い合わせについては、事業者において対応すること。
３　レストラン運営に係る苦情等について、美術館は一切責任を負わない。
４　美術館の求めに応じ、レストランの運営業務に関する資料を提供すること。

第８　その他施設に関する遵守事項

１　レストランの周囲に、工作物や自動販売機等を設置することは禁止する。
２　レストラン内の増築、改築、内壁の色等の修繕・変更を禁止する。ただし、軽微なものについては、美術館と協議の上、決定する。
３　レストラン内のポスター、貼り紙、看板等の掲示は、公共施設であることを鑑み、節度をもった対応とすること。
４　レストラン外へポスター、貼り紙、看板等の掲示は認められない。ただし、美術館の目的外使用許可を得た上で行う場合は、この限りではない。
５　全館警備の関係上、午後７時までに、「使用許可」を受けた全ての物件について、施錠し退館すること。
６　館内施設・設備の保守のため、営業時間外、休館日等に、施設管理者が事前の通告なく立ち入る場合がある。
７　防火管理及び事件事故等緊急時の対応
（１）火元責任者を配置し、従業員をはじめとする関係者に防火管理の徹底を図ること。
（２）災害時に備え、消火器及び消火栓等の消防設備や避難経路を把握し、火災時の初期消火やレストランの来客の避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。
（３）レストランの職員は、美術館で開催される避難訓練に参加すること。
（４）事件・事故が発生した場合は、直ちにその旨を美術館に報告するとともに、速やかに解決のための策を行うこと。また、事後、遅滞なく書面により報告を行うこと。
（５）災害時もしくは美術館が緊急と認めた場合においては、レストランの運営について美術館の指示に従うこと。

第９　その他事項

１　業務の開始及び終了に関する必要な手続きは事業者が全て行うこと。
２　店舗並びに倉庫への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については美術館の指示に従うこと。
３　材料等の搬出入並びに廃棄物等の搬出時間及び経路については、美術館の指示に従うこと。
４　美術館からの指示のほか、消防署の立ち入り検査等における指示については必ず従うこと。
５　美術館による電気設備の法定点検及び工事等に伴い、停電させる必要がある場合は、事前に日時等を通知の上、実施するのでそれに従うこと。なお、美術館は停電に伴う補償は

一切行わない。

6　本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合はその都度協議し、決定する。

【参考資料】

1　宮城県美術館の概要

（１）施設名称　宮城県美術館

（２）所 在 地　仙台市青葉区川内元支倉３４－１

（３）開 館 日　昭和５６年１１月３日　佐藤忠良記念館は平成２年６月１日

（４）敷地面積　３４，５１７．０４㎡

（５）規模構造　鉄骨鉄筋コンクリート造

本館　地上２階地下１階

佐藤忠良記念館　　地上１階地下１階

（６）延床面積　１５,３２２㎡

（７）開館時間　午前９時３０分から午後５時まで（発券時間は午後４時３０分まで）

（８）休 館 日　毎週月曜日（祝休日の場合は翌平日）

年末年始（１２月２９日～１月３日）

その他、施設管理上、特別に閉館する日

2　開館日数・利用者数等の実績

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	129,609 人	82,858 人	139,289 人	16,723 人
開館日数	213 日	245 日	210 日	68 日
閉館日数	153 日	121 日	155 日	297 日

※令和２年度から４年度にかけては、新型コロナウイルス感染防止及び福島県沖地震のため、開館日数が例年より減少。

令和５年度については、リニューアル工事により６月１８日までの開館。

3　展示事業概要

（１）季節やテーマごとに合わせ、展示替えを行う常設展

（２）年間３回～４回開催する特別展

令和４年度特別展の特別展

・特別展ポンペイ（会期：R4.7.16～9.25）　　62,035 人

・ドレスデン国立古典絵画館所蔵フェルメールと１７世紀オランダ絵画展

（会期：R4.10.8～11.27）　　65,387 人

・生誕１１０年傑作誕生　佐藤忠良（会期：R5.2.4～3.26）　4, 666 人

令和５年度特別展の特別展

・伊達政宗と杜の都・仙台－仙台市博物館の名品－（会期：R5.4.26～6.18）11,938 人

（３）教育普及事業のための館内施設

・キッズスタジオ、えほんのへや、創作室

（４）文化芸術の普及啓発のための事業

・ワークレストラン、公演会など。

（５）催事の開催

美術館講座、ギャラリートーク、ワークレストランなど